

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。
- (2) すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市、県・市教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。本人・本人以外の児童・教職員・保護者・地域の人々からの情報を得て正しく判断した上で、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- ① 教員は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。
- ② 教員は、発達障害等のある児童がいじめを受けることがあるため、障害への理解

やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。

- ③ 学校長は、人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童が生命や人権を大切にする心を育てます。
- ④ 学校長は、集団宿泊体験や職場体験、ボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。
- ⑤ 学校長は、道徳教育を推進し、児童に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめ防止等のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、面談の実施、校内研修の実施）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取り組みの改善に努めます。

【教職員】

- ① 教員は、すべての児童にとって分かりやすい授業のあり方を常に研究し、児童が楽しく学べる教育に努める。
- ② 教員は、思いやりの心を持ち、相手の立場に立って行動することの大切さを、道徳の時間や学校生活全体において指導することで、児童全員が明るくのびのびと過ごせる学校づくりを目指す。
- ③ 教員は、いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することから、児童の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるよう支援する。
- ④ 学校長は、規律や秩序の確立を通して、児童が安心して学校生活を送れる環境を整えると同時に、集団の中で不安を感じることがないように、児童の心の居場所をつくることに心掛ける。
- ⑤ 学校長は、学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進する。
- ⑥ 学校長は、「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。
- ⑦ 学校長は、児童が自分でインターネットの利用について考えるための指導や家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、児童や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努める。

【児童】

- ① いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ② アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。
- ③ 学校以外にも相談できる場所を知っている。

【保護者】

- ① アンケートや面談を通して、子どもの不安等を学校に伝えている。
- ② 学校以外にも相談できる場所を知っている。
- ③ 必要に応じて担任だけでなく、教育相談担当者や管理職と面談することができる。

(3) いじめの未然防止

- ① 教員は、いじめは見えにくい形で行われることが多いため、いじめを見逃したり見逃したりしないよう児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、いじめの未然防止に努めます。
- ② 教員は、Q Uや学校生活アンケートを定期的に行って結果を詳しく分析し、学級または学年の間に不適切な人間関係がないかを絶えず把握しておくことで、いじめの未然防止につなげていきます。
- ③ 学校全体で、福井県版ポジティブ教育に取り組み、定期的にプログラムの実践を行うことで、児童の自己有用感や学級への適応感を高めいじめの未然防止につなげます。
- ④ 学校長は、いじめの被害と加害および他の児童のいじめ行為の状況について、児童自らによる自己チェックの活用を継続的に実施するとともに、児童を対象とした生活アンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- ⑤ より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや子ども会等の地域の関係団体との連携を促進し、放課後子どもクラブやスポーツ少年団等と子どもの状況に関する情報を共有するなど、学校長が主体となって、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築します。
- ⑥ インターネットや情報機器の利用について、児童や保護者に対して、その危険性や注意等を考える機会を設けます。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- ⑧ SOSの出し方に関する教育
危機的状況に対応するため、援助希求行動ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

- ① 定期的なアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努めます。
- ② 児童の表情や発言などをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対しても、いじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するように努めます。
- ③ 学級担任による定期的な面談を通して、悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより、好ましい人間関係の構築を図ります。

(5) いじめの事案対処

- ① 教員は、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有します。
- ② 教員は、いじめ問題の解決にあたっては、人権教育を基盤とした生徒指導を実施

し、基本的な人権についての認識を深め、一人ひとりを大切にしようとする心を育てることを念頭において、指導を行います。

- ③ 学校長は、いじめの事実を確認した場合は、強いリーダーシップを発揮し、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。
- ④ 学校長は、直ちに、いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切な指導を行います。
- ⑤ 学校長は、いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。

(6) いじめの解消

いじめ対策委員会を組織し、学校側から加害児童と被害児童のそれぞれの家庭に正確な情報を提供するとともに、早期の円満な解消を図ります。いずれも3ヶ月以上、該当児童間でいじめのない状態が継続できた状態を目安とします。

(7) いじめによる重大事態の対処

- ① 学校長は、いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大事態が発生した場合、直ちに、県・市教育委員会へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ事案の実態等を調査します。
- ② いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合」、県・市教育委員会は、速やかに「いじめ調査委員会」に対して当該重大事態に係る事実関係の調査・検証を求め、必要な措置を講じます。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的開催する。

<構成員> 校長・教頭・生徒指導主事（コーディネーター）全学年主任（記録者）

教育相談担当者・養護教諭・スクールカウンセラー 等

- <活動>
- ・未然防止を中心として、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・迅速な情報交換、連絡体制づくり、いじめ問題の点検 等

(2) いじめ対応サポート班

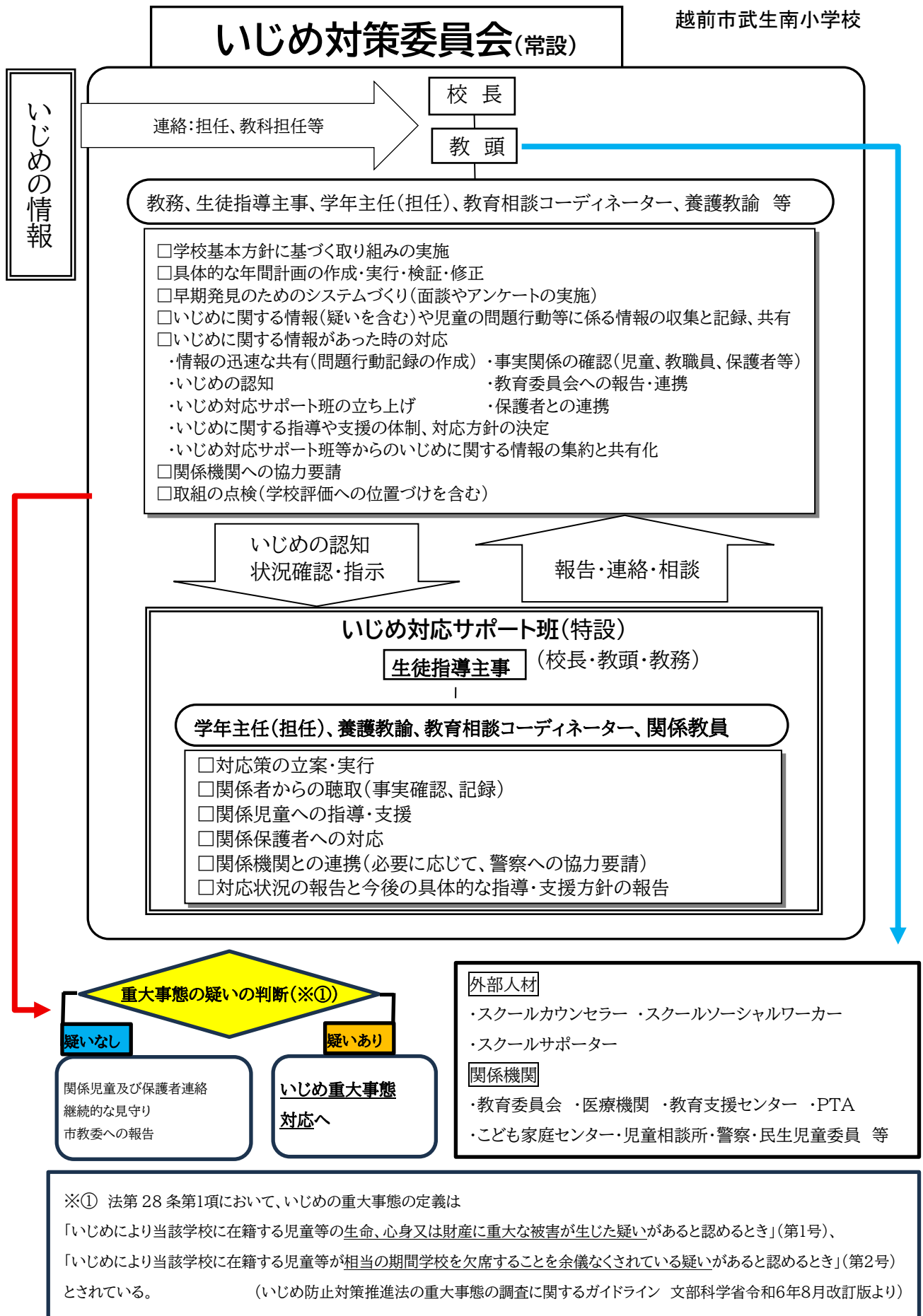
いじめが起きたとき、「いじめ対応サポート班」を設置し、早期解決を図る。

<構成員> 生徒指導主事・学年主任・学級担任・教育相談担当・養護教諭
スクールカウンセラー 等

- <活動>
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集、継続的な支援 等

(3) 組織図

越前市武生南小学校



5 いじめ対策の年間行動計画

[4～6月]

越前市武生南小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 <p>↓</p> <p>PTA総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の公表 <p>いじめ対応サポート班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 	<p>縦割り活動（委員会、クラブ、清掃）スタート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感 <p>春季体験学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絆づくり <p>-----</p> <p>アンケート調査 → 報告</p>					
5 月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果等で状況把握し、対応を検討する <p>校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 <p>1年間全体の人権教育、道徳や読書活動の計画を作成確認</p>	<p>校内体育大会計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な計画 ・コミュニケーション <p>みなみサンサンスポーツフェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絆を強める（応援 種目練習） <p>-----</p> <p>アンケート調査</p>					
6 月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果等で状況把握し、対応を検討する <p>授業研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・学習規律 <p>子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開</p>	<p>春季体験学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絆づくり <p>ハートフル週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Q. U①の実施（2年生以上） ・心のアンケート（いじめの自己チェック） ・教育相談週間 					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	第1回意識調査、QU①の分析 ・未然防止に生かす						
	保護者会 ・情報や意見収集	第1回意識調査					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏期休業前指導	1学期保護者会 ・保護者との情報交換					
8月	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認	家庭確認 ・自宅所在と地域の状況を把握					
	いじめに関する校内研修会 ・QUの効果的活用 ・1学期の反省 ・2学期からの取組み ・教員の意識点検	家庭での、お手伝いの取組み ・努力した児童の賞賛					
	情報発信 ・取組評価アンケート①の結果 ・2学期の取組み等 ↓ 通信等で	家庭での読書 ・努力した児童の賞賛					
9月	いじめ対策委員会 ・アンケート結果等で状況把握し、対応を検討する	アンケート調査					
	情報発信 ・取組評価アンケート①の結果 ・2学期の取組み等 ↓ 通信等で	夢の教室 ・キャリア教育 ・目標をもつ 修学旅行 ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション力育成					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ対策委員会 ・アンケート結果等で状況把握し、対応を検討する</p>					<p>宿泊体験学習 ・絆づくり ・自主的活動</p>	
		アンケート調査					
11月	<p>授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開</p> <p>いじめ対策委員会 ・アンケート結果等で状況把握し、対応を検討する</p>						
		<p>みなみサンサンまなびフェスティバル(学校公開) ・絆を強める 学年での練習</p> <p>ハートフル週間 ・Q.U②の実施 ・心のアンケート(いじめの自己チェック) ・教育相談週間</p>					
12月	<p>人権教育・人権週間に関する校内研修会</p> <p>いじめ対策委員会 ・アンケート結果等で状況把握し、対応を検討する</p> <p>保護者会 ・情報や意見収集</p> <p>第2回意識調査、 ・1学期末との比較</p>						
		<p>人権教育に関する活動 ・生活委員会の作成した親切カードを全校放送 ・4・5・6学年における拉致問題「めぐみ」を用いた人権学習 ・人権教育主任による全校集会での話</p> <p>第2回意識調査</p> <p>2学期保護者会 ・保護者との情報交換</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期の振り返り ・ 3学期に向けて <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点事項確認 						<p>中学校へむけて ・心の持ち方 ・校則の遵守</p>
	<p>情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組評価アンケート②の結果 ・ 3学期の取組み等 	アンケート調査					
2月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に状況把握 	<p>新入生体験入学 ・新たな絆づくり</p>				<p>ひまわり教室 「インターネット等の情報モラルについて」</p>	<p>中学校へむけて ・中学校見学</p>
		6年生を送る会計画 ・コミュニケーション力の育成 ・自主的な計画					
		アンケート調査					
3月	<p>第3回意識調査の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ項目で ・ 年間での比較 	6年生を送る会 ・感謝の心・次学年への自覚					
	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて計画見直し <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題確認 ・ 計画確認 					<p>校内奉仕活動 ・学校、地域に感謝する心</p>	
	<p>情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組評価アンケート③の結果 	第3回意識調査					